

加盟に関する規定

1 加盟校

- (1) 日本高等学校野球連盟並びに都道府県高等学校野球連盟主催の各種大会及び国民体育大会に参加できる学校は、日本高等学校野球連盟所属の都道府県高等学校野球連盟に加盟した学校に限る。
- (2) 大会に参加するチームはその学校の代表であることを要する。

2 分校の取り扱い（昭和 31 年施行）

遠隔地または交通の不便等の理由で本校と同一チームとして行動できない分校は、日本高等学校野球連盟の承認を得ればそれぞれ単独で加盟することができる。承認された分校は、当該都道府県高等学校野球連盟に単独加盟することを要す。

3 定時制の取り扱い

全日制と定時制が同一学校であれば合同チームとして大会に参加できる。また全日制と定時制がそれぞれ単独に加盟することもできる。なお、一旦合同チームまたは単独チームとして加盟した学校は年度途中で加盟の変更はできない。

4 通信制高等学校野球部の取り扱い（昭和 45 年 5 月 25 日施行）

通信制高等学校の加盟については、当該都道府県高等学校野球連盟を通じて日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

- (1) 当該都道府県高等学校野球連盟がその学校が加盟したのちも十分な指導、監督の責任が持てるものに限る。
- (2) その学校は一都道府県内に在住する生徒を対象とし、学校を代表する一つの野球部として活動しているものに限る。
- (3) その学校の野球部は学校長が指導者としてふさわしいと認めた責任教師、監督の責任の下に活動しているものに限る。
- (4) 高校野球は教育の一環として行っている建前から、その目的達成及び指導者が選手、部員を把握、指導するためにはシーズン中全員が集まって週 2 回以上活動できるものに限る。但し、これ以外にチームが各集団に分かれて各々に練習を行う場合、各集団毎に責任者が指導にあたることとする。

5 単位制高等学校の取り扱い

現在活動の実態が十分把握できていないので加盟申請があった時点で日本高等学校野球連盟において慎重に検討する。

6 高等専門学校野球部の取り扱い（昭和 38 年 1 月施行、昭和 40 年 5 月 24 日改正）

- (1) 高等専門学校の希望があれば、特例として第 3 学年までの生徒で組織するその野球部がその都道府県高等学校野球連盟に加入することを認める。但し、日本高等学校野球連盟において開催する諸大会に出場できるものは、日本高等学校野球連盟の大会参加者資格規定に適合するものに限る。
- (2) 都道府県高等学校野球連盟に加入したその野球部の選手・部員は高等専門学校の大会には出場できない。但し、3 年生の選手・部員に限り本連盟の部員登録を抹消した者については全国高等専門学校野球大会に出場することができる。

7 特別支援学校の取り扱い（昭和 46 年 5 月 25 日施行、昭和 49 年 8 月 8 日改正）

特別支援学校野球部の加盟については、当該都道府県高等学校野球連盟で全日制高等学校と同様の承認手続を行う。

8 外国人学校野球部の取り扱い〔特別措置〕（平成 4 年 2 月 20 日施行）

学校教育法第 134 条で認められた各種学校のうち、日本国内に居住する外国人を専ら対象とする学校について、都道府県高等学校野球連盟で当該校の教育課程ならびに活動状況を調査し、日本高等学校野球連盟が審査、承認したものは、都道府県高等学校野球連盟に加盟することができる。

9 中等教育学校の取り扱い（平成 11 年 3 月 24 日決定。同 4 月施行）

学校教育法第 7 章（高等学校）に規定された中等教育学校については、同校生徒のうちいわゆる高校生に相当する後期生徒の大会参加を認める。但し、日本高等学校野球連盟が定めた大会参加者規定に適合するものに限る。

10 統廃合による大会参加の特別措置について（平成9年5月23日通達）

(1) 連合チームでの大会参加

ア 統廃合の対象となる関係校であれば、2校以上の連合チームでの大会参加を認める。（地区大会および全国大会を含む）

イ 連合チームは関係校であれば、そのうちの組合せはいずれでもよく、2チームに分かれて参加することもできる。適合のチームの組合せ上、人数による制限はしない。（例えば10人以上の場合は単独でなければいけないなど）

ウ 連合チームの組合せはシーズン初めに所属連盟に届け出て、承認を得ることとするが、秋の新チームによる編成上、再度組合せを変更して大会に参加することができる。（様式参照）

(2) 大会参加申し込みと引率責任者

ア 大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての学校長の承認印を必要とする。

イ ベンチ入りする責任教師、監督は関係する学校長の協議で選任、所属連盟に登録する。

また、試合当日は関係する高等学校の引率責任者が生徒を必ず引率することとし、ベンチ入りできない責任教師もスタンドなどで観戦、常に待機すること。

ウ 大会参加の名称は関係校で協議し、連盟もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。

(3) ユニホーム

統廃合による大会参加を認められた複数校の連合チームのユニホームは、公認野球規則の規定に拠らず、次のいずれかひとつを統一すればよい。（平成13年5月24日改正）

帽子、ユニホーム（上下）、アンダーシャツ、ストッキング

上記以外に生じる問題については、当該都道府県高等学校野球連盟と日本高等学校野球連盟がその都度協議して判断する。

11 廃校となる野球部の取り扱い（平成12年6月7日）

(1) 救済措置の対象となる学校

廃校となることが決定し、生徒募集が打ち切られた学校（分校も含む）で、次の条件下にあるものを対象とする。

ア 在校生が2学年以下しかいない場合

イ 登録部員数のうち、試合出場が可能な選手数が9人以下となる場合。

(2) 近隣校の協力

ア 廃校となる学校は、同一市町村内または近接の市町村にある高等学校の協力により、野球部員の派遣を受け、自校の選手として所属連盟に登録、大会に参加することができる。

イ 近隣校は、原則として合同練習に通常の交通機関を利用して通える範囲とする。協力要請は所属連盟および関係地区の高等学後校長会と相談のうえ、派遣協力を受ける学校の打診を行い、当該学校長の承認を得ること。

ウ 野球部員の派遣に当たっては、部員本人の意思と自主性を尊重し、なおかつ保護者の同意を得ること。

エ 派遣する部員数の制限は特に設けないが、複数の協力校から部員の派遣を受けることはできない。

オ 廃校となる学校と派遣する学校双方の学校長により、別に定める合意書に署名し、連合チーム編成に関する条件を予め明確にしておくこと。なお、派遣された野球部員の引率責任は、廃校となる学校の普任教師が練習時および試合時の引率についても代行するものとする。

但し、当該都道府県教育委員会で派遣協力校からの引率者の同行が必要とされる場合にはそれに従って下さい。

(3) 大会参加手続き

ア 廃校となる学校が、部員の派遣協力校が内定したら、所定の様式に従い所属連盟を通じて日本高等学校野球連盟に申請、予め承認を得ること。

イ 大会参加の学校名は、廃校となる学校の単独名とする。

ウ 試合に出場する選手のユニホームは特例としてそれぞれの学校のユニホームを着用することができる。なお、帽子、ストッキングなど一部を統一することは差し支えない。

エ 部員の派遣協力は、大会ごとの登録とし、同一の大会期間中では派遣部員を変更することはでき

ない。派遣された部員は当該大会中自校の選手として大会に出場することはできない。なお廃校となる学校の部員は、全員選手登録すること。

オ 次の大会で協力校が同一であれば、改めて大会参加の承認申請は必要がない。協力校が変更となる場合は、再度日本高等学校野球連盟への承認申請が必要となる。

12 部員不足による大会参加の特別措置について（平成 24 年 5 月 24 日通達）

(1) 部員数不足の連合チームでの大会参加

ア 原則として部員数が不足している（8 人以下）2 校以上の連合チームでの大会参加を認める。（地区大会および全国大会を含む）

イ 関係校間の距離は問わないが、同一都道府県内の加盟校同士に限定し、原則として週 2 回程度の合同練習ができることが望ましい。

ウ 適当な相手校が無いなどの理由で連合チームが組めない部員数不足校には、単独廃校のルール(平成 12.6.7 通達文)を適用することも可能とする。

ただし、母体となる部員数不足校の部員は最低 5 名は在籍しているものとし、他校からの部員を借り入れた後の当該校の部員数は 10 名を超えないこととする。

（例：5 名の場合→最大 5 名を借入可能。6 名の場合→最大 4 名を借入可能。）

7 名の場合→最大 3 名を借入可能。8 名の場合→最大 2 名を借入可能。）

エ 連合チームの申請後の不祥事による選手不足は再連合を認めず、関係校はすべて不出場とする。（不祥事による選手不足は部員数不足と認定しない）

オ 連合チームの組合せは、当該大会（春季大会・選手権大会・秋季大会）ごとに所属連盟に届け出て、承認を得ることとする。

(2) 大会参加申し込みと引率責任者

ア 大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての学校長の承認印を必要とする。

イ ベンチ入りする責任教師、監督は関係する学校長の協議で選任、所属連盟に登録する。

また、試合当日は関係する高等学校の引率責任者が生徒を必ず引率することと

し、ベンチ入りできない責任教師もスタンドなどで観戦、常に待機すること。

ウ 大会参加の名称は関係校で協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。

(3) ユニホームなど

次の用具（帽子、ユニホーム(上下)、アンダーシャツ、ストッキング、打者、走者用ヘルメットなど）については、特に連合チーム間で統一する必要はない。

上記以外に生じるケースや問題については、当該都道府県高等学校野球連盟と日本高等学校野球連盟がその都度協議して判断する。